

城里町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

城里町教育委員会

# 目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	1
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、より一層教職員の勤務環境・状況を改善し、学校教育全体の質を高め、児童生徒の成長につなげていくものとする。

なお、本計画は、城里町教育委員会が服務監督を行う学校の教職員のうち、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とする。

### (2) 城里町の現状

本町では、所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間を毎月調査集計し、管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりであった。

#### 《令和6年度の時間外在校等時間の状況》

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月28時間13分	17.9%	0.1%
中学校	月35時間45分	26.7%	0.6%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が令和6年度は小学校が17.9%、中学校が26.7%であった。放課後の会議や保護者対応、授業準備、部活動等の業務負担感が大きく、学校全体におけるタイムマネジメントを図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

これらの状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1ヶ月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を9%以下まで減少させる。

【高ストレス者 R6：10% R7：11%】

- ・教育職員が児童生徒や保護者、同僚との信頼関係を構築し、専門性を発揮することなどにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

- ・年度ごとに実施する取組検証の状況によって、期間内であっても計画の変更できることとする。

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

城里町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### イ 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間を把握し、学校運営協議会やボランティア組織などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、青少年パトロールが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○部活動（「3分類」③関係）

- ・常北中学校と桂中学校の部活動については、町教育委員会が中心となって、共同で実施するための練習時の移動手段の確保や部活動指導員の配置拡充等を順次進める。
- ・令和8年度から、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現し、学校部活動

からの移行を図る。

#### ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

##### ○授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する町費非常勤講師（町TT）を全校に配置する。
- ・校務支援システムを活用し、出欠状況の把握や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

##### ○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・支援が必要な児童生徒に係るケース会議について、SCまたはSSW等外部関係者の参加目標を各校年間1回以上とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する会議を少なくとも年3回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア児のための看護師、保護者への支援が必要な家庭のための子ども家庭センター職員等専門的な人材の学校への派遣を行う。
- ・登校しぶりや不登校児童生徒のための居場所として、適応指導教室や校内フリースクールを設置し、適応指導教室支援員による学校訪問を少なくとも年2回は実施することで支援体制を構築する。

### (2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や 週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・アプリ等により、家庭への連絡や家庭からの欠席連絡、体調の確認、児童生徒相談窓口等の機能を活用し、効率的な業務推進を図る。

### (3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守す

るとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・年次有給休暇について、計画的に取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校が、毎月、茨城県教育庁学校教育部教育改革課人事制度改革課に報告する各校県費教育職員の在校等時間の状況を、本町教育委員会が県と共有することで毎月把握し、定例校長会、定例教頭会及び定例教務主任会等において、その概況を確認することとする。
- ・各中学校区を中心に、各学校の学校運営協議会の機能、地域学校協働本部の地域連携の推進及び学校サポーター等、地域ボランティアの活用、人材確保及び学校との連携推進と充実に向けて取り組む。
- ・時間外在校等時間に係るその他の目標については、本町で実施しているストレスチェックの結果からも総合的に把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。